

基幹統計調査の承認の状況

(令和6年5月分)

令和6年6月26日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
個人企業経済調査	総務大臣	令和六年能登半島地震の発生を受け、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 地域的範囲の変更 令和6年に実施する調査について、石川県の5市町を調査対象の地域的範囲から除外	R6.5.13
法人土地・建物基本調査	国土交通大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ① 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ(令和5年分結果公表から) ② 調査票情報の保存責任者の変更 本調査の所管部局の変更に伴い、保存責任者を変更	R6.5.13
経済センサス - 基礎調査	総務大臣	令和六年能登半島地震の発生を受け、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査の実施期間の変更 令和6年5月上旬～7月下旬としている調査の実施期間について、石川県の7市町においては、令和6年10月31日まで延長	R6.5.20
農林業センサス	農林水産大臣	令和6年度に実施する調査(農林業経営体調査票)について、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 都道府県別に設定する調査事項が確定したことから、調査計画上で明確化	R6.5.30

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。

なお、農林業センサスの変更内容については、定型的な「軽微な事項」に該当するものではないが、「諮問第174号の答申 農林業センサスの変更について」（令和5年8月21日付け統計委第10号）において適当とされた手続に沿って設定された調査事項の内容を調査計画上で明確にすることのみであることから、「統計法第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な変更と認めるもの」の取扱いについて」（平成21年3月9日統計委員会決定。令和3年7月30日最終改正）1⑩「上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの」に該当するものとして、諮問に関する手続を要しないとされたものである。